

令和7年度豊橋市第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

2 計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、豊橋市内全域とする。

4 現状

(1) 生息環境と土地の利用状況

ニホンザルの生息地（本市では確認されていない）の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表1に示す。

本市の森林面積は3,055haであり、新城市、浜松市と隣接する北東部地域、南部地域が主な森林地帯である。とりわけ北東部地域は果樹の栽培が盛んな地域であり、ニホンザルが群れで出没する事態となれば、被害が予想されるところである。

表1 林種別森林（民有林）等面積

面積：ha 割合：%

計画区域	総数	立 木 地								竹 林		無立木地		
		針葉樹		広葉樹		人工林		天然林						
豊橋市	民有林	3,052	2,649	86.8	317	10.4	2,218	72.7	748	24.5	18	0.6	68	2.2

（出典）「2023年度 愛知県林業統計書」（農林地盤局林務部林務課：令和6年）

注 ha未満は四捨五入した。内訳の計とは必ずしも一致しない

(2) 生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のニホンザルの分布域は、図1のとおり。豊橋市では、ほとんど生息は見られない。

ニホンザルは基本的に群れ単位で行動する動物であるため、群れごとの管理方針を決定していくことが望ましい。愛知県が実施したアンケート調査及び聞き取り調査の結果は図2のとおりで、豊橋市内において、県の調査では群れの分布は確認されていない。

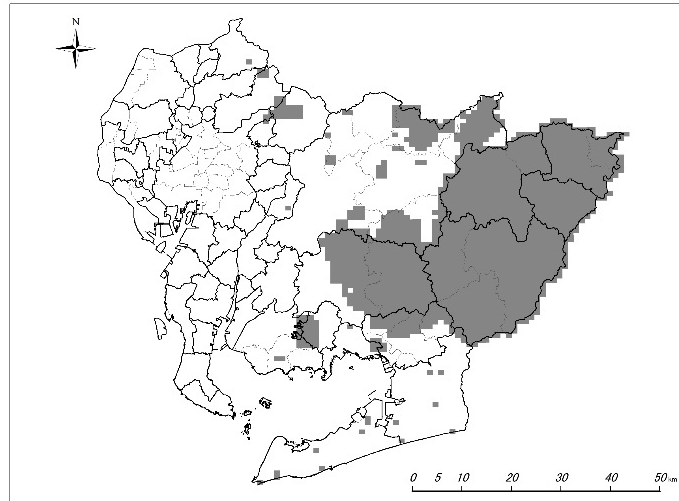


図1 愛知県における分布域 (R2 年度)

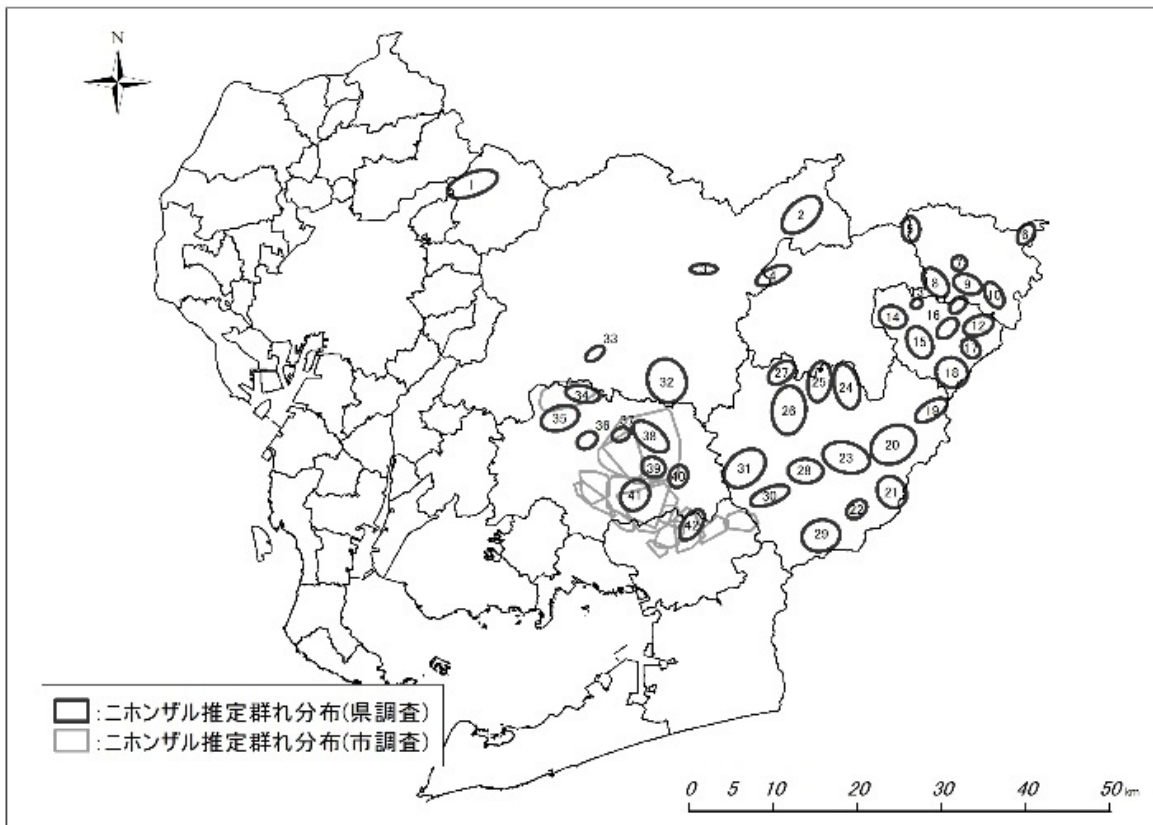


図2 愛知県における群れの推定分布図 (R2 年度)

豊橋市において、県の調査では群れの分布は確認されていないが、北東部地域や南東部地域からハナレザルの目撃情報がある。

(3) 被害の状況

ア 被害状況 (市町村単位)

表2 豊橋市における被害の状況

	R3 年度			R4 年度			R5 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
豊橋市	0.02	0.051	7	0	0	0	0	0	0
計	0.02	0.051	7	0	0	0	0	0	0

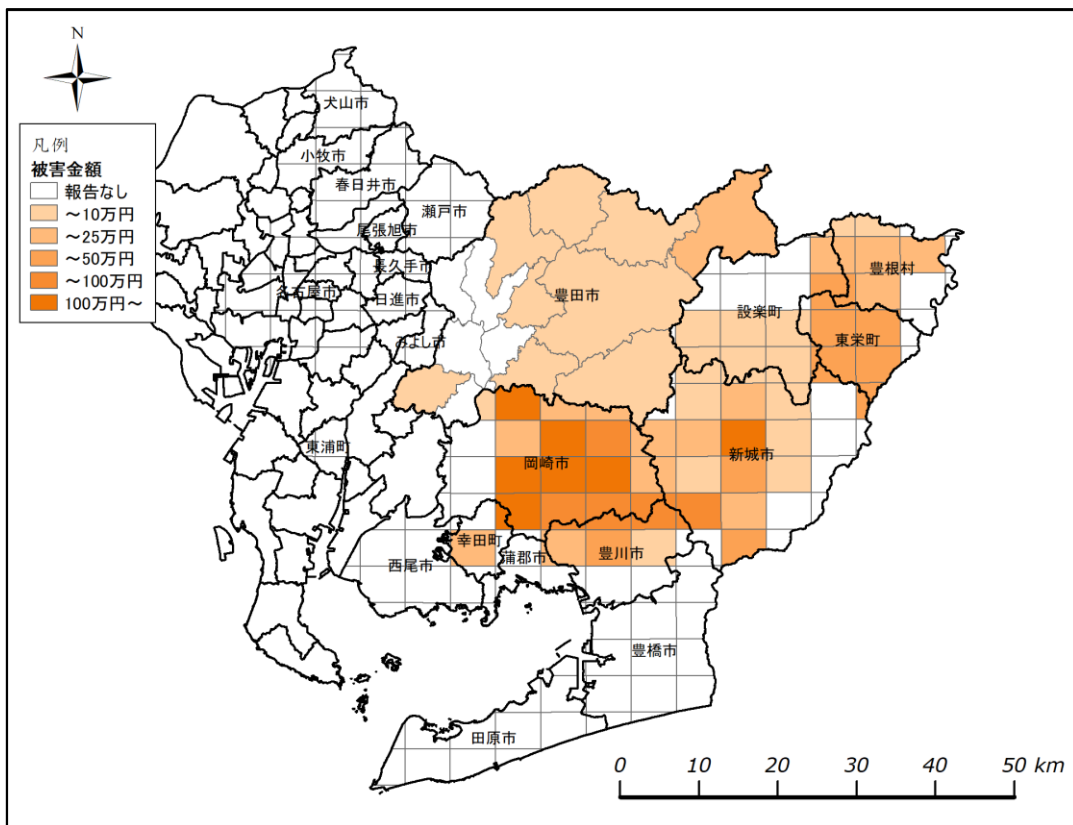


図3 愛知県における農業被害額 (R4 年度)

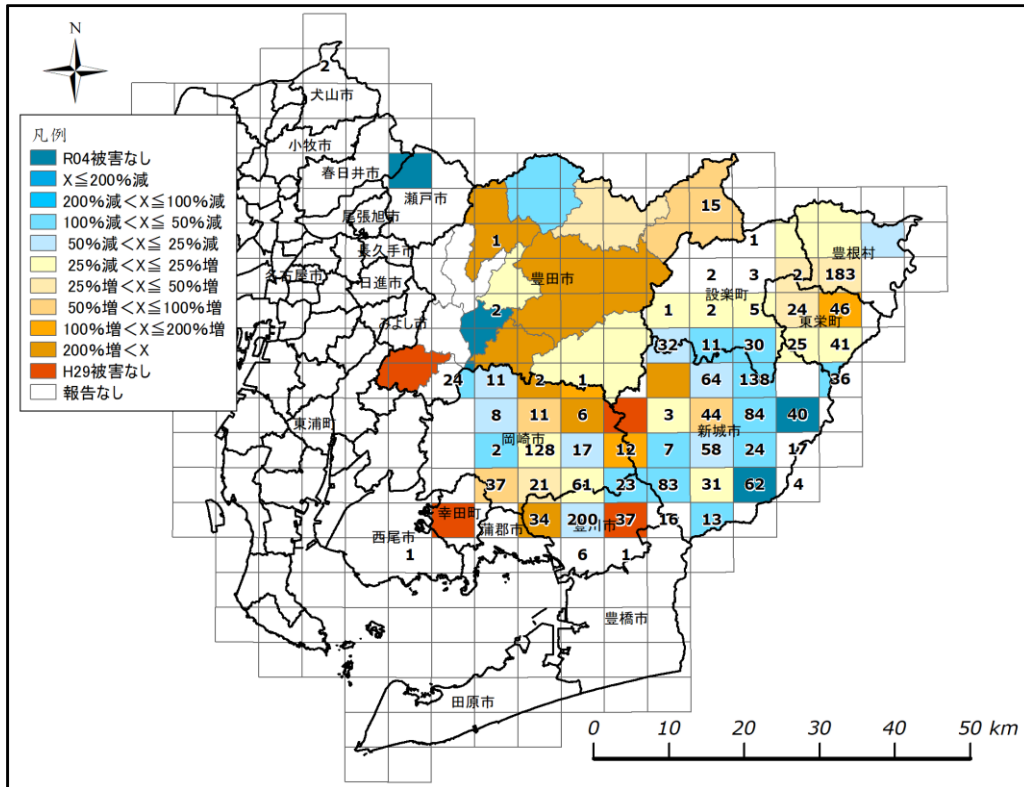


図4 愛知県における農業被害額の変化 (H29→R4 年度)

イ 加害レベルについて

群れで行動するニホンザルは、群れごとに個体数や加害の程度が異なるという特性を持つため、管理を行ううえで「加害レベル」という概念が示されている。

加害レベルとは、群れの出没頻度及び人への反応等の各指標を数値化し、その合算値をレベル判定表に照らし合わせ、群れの害性の度合を6段階で評価するものである。加害レベルの考え方及び判定表は表3～5のとおり。

表3 ニホンザルの加害レベルに係る考え方について

レベル0：サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
レベル1：サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
レベル2：サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
レベル3：サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
レベル4：サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
レベル5：サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

表4 加害レベル判定表

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落の農作物被害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにおいても、 人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかける時がある	2、3頭程度の出没が多い または群れのごく一部が出没	遠くにおいても、 人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺のみかける
2	通年、週に1回程度 どこかの集落のみかける	10頭未満の出没が多い または群れの一部が出没	遠くにいる場合逃げないが、 20m以内までは近づけない	大きな被害(生産量の10%程度)を受け ている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2.3回近く どこかの集落のみかける	10～20頭程度の出没が多い または群れの半数程度が出没	群れの中に、20mまで近づいても 逃げないサルがいる	甚大な被害(生産量の30%以上、また は被害の精神的苦痛が大きい、被害 者が怒っている、耕作を諦める)を受け ている集落がある	器物を損壊する 倉庫に侵入する
4	通年、ほぼ毎日 どこかの集落のみかける	20頭以上の出没が多い または群れの全体(あるいは大半) が出没	10mまで近づいても逃げない、または 威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落 以上ある、または行動域内の過半数 の集落に甚大な被害が発生している	住居侵入が常態化 (繰り返し発生する)

それぞれの項目における判定は、現地調査（群れ探索行動特性調査（ルートセンサス）や直接観察など）、アンケート調査（被害状況調査など）、群れの監視員など被害対策の従事者からの情報、専門家によるチェックといった方法（複数の方法が望ましい）での総合的な評価に基づいて行う。

表5 群れの加害レベルとポイント

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

出典：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）改定版・（2024年5月）」

(4) 対策の実施状況と評価

豊橋市では、県の調査では群れの分布は確認されておらず、目立った被害も確認されていないものの、隣接する市に分布する群れは比較的加害レベルが高いと予想されるため、その動向を注視する必要がある。

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和4年度の捕獲分布図は以下のとおり。

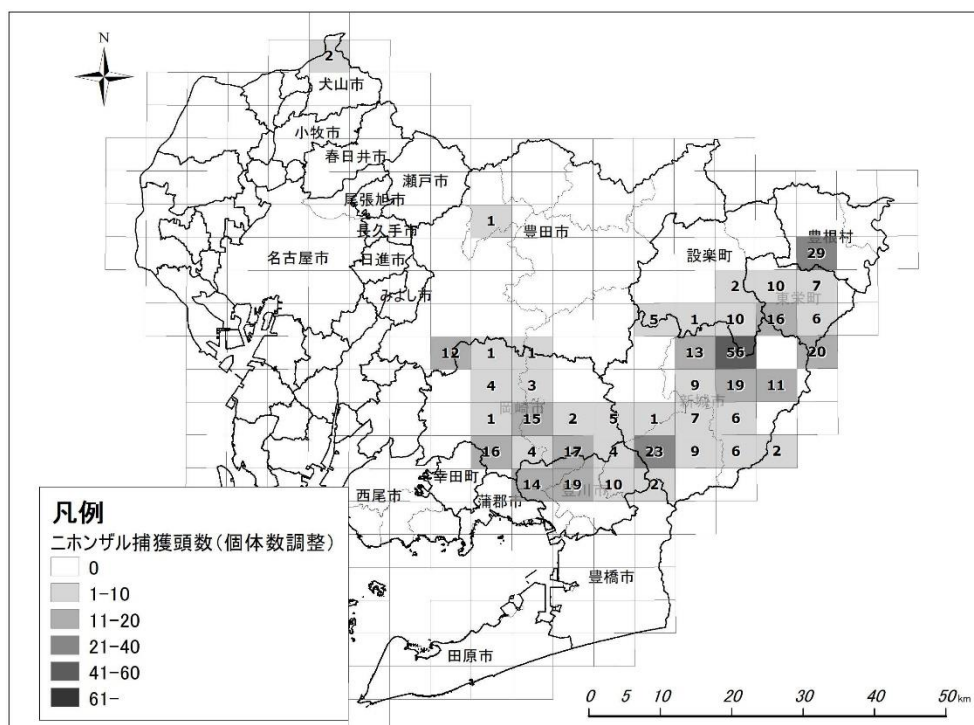


図5 愛知県における捕獲分布図 (R4年度)

表6 豊橋市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

単位：頭

			R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
豊橋市	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	0	0	0	0
		罠	0	0	0	0	0

現時点では、群れ単位での捕獲は実施していない。

イ 被害防除に係る対策

表7 豊橋市における防除対策の実施状況

単位：m

		R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
豊橋市	防護ネット	-	-	-	-	-
	防護柵(イシ柵)	-	-	-	-	-
	防護柵(イシ・シ柵※)	-	-	-	-	-
	複合柵 (防護柵+電気柵)	-	-	-	-	-
	電気柵	-	-	-	-	-
	追払い・追上げ	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-

ウ 生息環境管理に係る対策

表8 豊橋市における生息環境管理対策の実施状況

単位：件

		R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
豊橋市	藪の刈り払い	-	-	-	-	-
	未収穫農作物の回収	-	-	-	-	-
	その他(草刈り機の貸出)	22	19	18	25	35

5 評価

現在のところ、目立った被害は発生していない。

6 管理の目標

(1) 群れ単位での管理

サルは群れ単位での管理を基本としているため、愛知県では市町村単位でのエリア区分は行っていない。

豊橋市においては、現時点では群れの分布はないとみられるが、隣接市から群れが進出してくる可能性があるため、情報収集に努めることとする。

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
群れの加害レベルの減少	加害レベル(出没頻度、出没規模、人への反応、集落への加害状況、生活環境被害)
農業被害等の未然防止又は減少	農業被害額 市町村被害防止計画の達成状況
分布の拡大防止及び縮減	群れが分布する市町村数

豊橋市においては、北東部地域から南東部地域にかけてハナレザルが確認されているので被害が発生または発生の恐れがある場合、捕獲する。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、群れ単位での管理を基本としている。

(2) 捕獲計画（市町村単位）

表9 豊橋市における令和7年度の捕獲計画（案）

単位：頭

	捕獲手法別		合計
	銃	罟	
豊橋市	0	10	10

(3) 捕獲計画（群れ単位）

現時点では、豊橋市には群れの分布が確認されていないため、群れ単位での捕獲目標は設定しないこととする。

(4) 計画を達成するために実施する対策

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

現状、ニホンザルによる目立った被害は発生していないが、目撃等の情報を収集し被害が発生するまえに対策を講じるよう努める。

表10 豊橋市における令和7年度の防除対策の実施計画（案）

単位：m

	防除対策						
	防護ネット	防護柵 (イシ 用)	防護柵 (イシ・ 沙用※)	複合柵 (防護柵+ 電気柵)	電気柵	追払い・ 追上げ	その他
豊橋市	-	-	-	-	-	-	-

(2) 計画を達成するために実施する対策

電気柵等を設置する費用の補助事業を実施する。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

現状、ニホンザルによる目立った被害は発生していないが、目撃等の情報を収集し被害が発生するまえに対策を講じるよう努める。

表 11 豊橋市における令和7年度の生息環境管理対策の実実施計画（案）

単位：a

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (耕作放棄解消面積)
豊橋市	-	-	500

(2) 計画を達成するために実施する対策

耕作放棄地を解消するため、解消費用の一部を支援する事業を実施する。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

(2) 市街地出没への対応

これまでにニホンザルが市街地等に出没し、住民の生活に支障を及ぼす事例は発生していないが、今後発生する可能性は十分にある。そのため、ニホンザルの出没を抑制するための対応、出没した時の対応について検討する必要がある。

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入

経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出沒を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出沒した時の対応

ハナレザル等の突発的な出沒には、出沒地点等の情報を収集し、必要に応じて周辺住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動ルートへの遮断も検討する。

市街地の環境や人に慣れた個体や群れが出沒する場合は、加害レベルに応じて、追い払いや追い上げ、又は捕獲による除去を検討する必要がある。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により周辺住民の安全を確保した上で実施する。サルについては、捕殺に限らず、場合によっては麻酔による捕獲を実施する。麻酔銃による捕獲の場合は、鳥獣保護管理法第 38 条の 2 の住居集合地等での麻酔銃猟の許可を、吹き矢による麻酔の場合は、鳥獣保護管理法第 37 条の危険猟法の許可を取得したうえで行う。

また、出沒に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出沒に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出沒が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

わなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

サルの捕獲に関しては、ニホンジカ、イノシシを対象とした捕獲と比べて、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性は低いと考えられる。

ただし、大型捕獲檻を使用する場合、これらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起らないよう、自動撮影カメラによる事前調査を実施するなど、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等への配慮を検討する。また、これらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、警察、狩猟者団体と連携した連絡、対応体制を整備に努める。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 感染症への対策

ニホンザルが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンザルの接触で注意すべき感染症として、ニホンザルの唾液・血液等の飛沫が人の目や口の粘膜に入ることによって感染する B ウイルスがある。

このため、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

ニホンザルの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。